

## 宮城県国民健康保険運営方針案に関する意見書

国が示した 2018 年度（平成 30 年度）からの国民健康保険の都道府県化に伴い、宮城県でも制度設計の検討が進められている。本年 4 月に示された運営方針案では、保険料(税)統一や、市町村の一般会計からの法定外繰り入れ解消などの方向性が示された。

しかし、宮城県は事業費納付金・標準保険料試算は明らかにせず、公表を来年年明けとし、住民への説明・理解をないがしろにしている。

また、国民健康保険は、各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきたものである。市町村からの法定外繰り入れをなくせば、これまで低所得者の保険料軽減や町民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料の大幅な値上げとなるおそれがある。

したがって、本議会は下記の事項を実施するよう求める。

### 記

1. 宮城県は、事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。
2. 2018 年度以降も、現在以上に保険料(税)を上げないこと。
3. 各市町村は、他の被用者保険等と比べ、低所得の加入者が多いという国民健康保険の構造的な課題により、被保険者の負担を軽減するためやむなく一般会計からの繰り入れを実施してきたものである。今後は財政的責任の主体となる宮城県において、県民への影響を勘案し、一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における独自権限を侵害しないこと。
4. 準備が整わないまま拙速な実施はせず、場合によっては延期も検討すること。
5. 国に対し、負担感が強い保険料(税)の是正、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を検討するよう求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 20 日

宮城県大河原町議会

提出先

宮城県知事 村井 嘉浩 殿